

「乗務員勤務制度の見直し」

「賃金制度の改正」について

本部-本社間
8月30日
妥結!

「労働条件に関する協約」の一部改正に関する協定締結に伴う議事録確認
[乗務員勤務制度・賃金制度の改正]

JR東労組第4号『「乗務員勤務制度の見直しについて」並びに「賃金制度の改正について」に関する申し入れ(平成30年7月24日付)』、同第6号『乗務労働の特殊性を堅持し、安全確保と技術・技能継承を維持できる「乗務員勤務制度の見直し」並びに「賃金制度の改正」の実現を求める申し入れ(平成30年8月10日付)』に基づく団体交渉の経過において「別紙」のとおり確認した。

平成30年8月30日

東日本旅客鉄道株式会社
人事部長 渡邊 雄

東日本旅客鉄道労働組合
業務部長 高橋 孝



「別紙」

[乗務員勤務制度改正の目的等]

- (組合)「安全・健康・ゆとり・働きがい」が担保された制度見直しとすること。
- (会社)安全が大前提である。その上で、多様な働き方の実現と効率性のさらなる追求を実現していく。
- (組合)現行制度の課題を明らかにすること。
- (会社)乗務員勤務制度は、乗務割交替で固定化されていることなど、個々のライフスタイルに合わせた柔軟な働き方の実現や働きがいのさらなる創出が難しいと考えている。多様な働き方と効率性を実現させるために7時間10分の労働時間は変えず、これまで労働時間Bで整理していたものをできる限り業務にあてていく。
- (組合)乗務労働の特殊性を踏まえて、制度見直し以降も乗務員勤務制度を踏襲していくこと。
- (会社)社内外の状況に応じた制度の見直しは随時行うべきものと考えているが、現時点では提案の内容以外の変更は考えていない。
- (組合)一般線区における長時間拘束の行路を短縮するよう改善すること。また、一般線区での1勤務の拘束時間は、稠密線区に準じること。
- (会社)一般線区の特性から画一的な拘束時間の制約を設けることは困難である。乗務の充実および短時間行路作成に伴い拘束時間の拡大はあるものの、稠密線区に準じて、一般線区においても拘束時間を1日1時間延長していく考えはない。
- (組合)地方の早朝の泊まり勤務で前泊せざるを得ない状況を解消すること。
- (会社)自宅から通勤できることが望ましいと考える。行路作成時に可能な範囲で検討する。
- (組合)拘束時間の拡大と女性乗務員の増加に伴い、睡眠を目的とする乗務の中断については、運転士・車掌ともに到着点呼から起床点呼まで6時間以上確保すること。

「乗務員勤務制度の見直し」並びに「賃金制度の改正」の妥結にあたって

本部は、8月30日、「乗務員勤務制度の見直し」並びに「賃金制度の改正」について、議事録確認を締結、協定に調印し妥結した。提案以降、タイトなスケジュールの中、職場での要求づくりや本部への激励等をつくり出して頂いた組合員の皆さんに感謝します。

今制度改正のポイントは「変革2027」が密接に関連し、今後働き方が大きく変わることだ。「輸送サービススタッフ」と示されている通り、系統毎の特殊性の壁を越え、系統の融合による多能化で、更に生産性を向上できる人材の育成が目指されている。人事施策として色濃く打ち出されている事は明白であった。従って、本部は今できるたたかいはやり抜き、守るべき乗務労働の特殊性を堅持する事を大きな柱とし、たたかってきた。

特徴的な合意点は、いかなる人が乗務しても乗務労働の特殊性と責務は変わらないことを踏まえ、①移動する列車に拘束されている実態は変わらないことを一致し、特別に制度化されている「乗務員勤務制度(通称・青本)」を維持すること ②短時間行路対象者に対しても乗務員勤務制度の多くを準用すると確認したことである。これは1,400件を超えた切実な職場からの要求と団結を背景に、要求実現を求め本社に追ってきた結果である。

一方、支社企画部門の乗務については、地上モードと運転モードの精神的・肉体的切り替えによる不安定要素の払拭後の実施を求めたが、本社は「安全を阻害しない」とし受け容れず対立した。また、行先地において次の乗務に備えている特殊な労働に対する手当の支給、乗務員手当の増額等の要求について、頑なな会社姿勢を崩すことができなかったことから、組織力の低下を実感せざるを得ない交渉であった。

従って、今後我々の要求がいかに正当で必要であるのかを、検証運動を通じて明らかにし、対立点の解消を目指していく。そして、主たる業務が確実に遂行でき、安全と健康が確保され、技術・技能継承が確実に行われているのかを検証していくことが重要である。

本部は本社に対し、組合員と世の中からの関心の高さ、大きな変化点であることの重みを踏まえ、実施に至るまでの議論と実施後の検証に労使で真摯に向き合うことを強く要請し妥結してきた。団体交渉の確認事項を基に、ダイヤ改正に向けた職場議論と、実施後の検証運動をつくり出していくのではないかと!

今職場では「変革2027」が示されている。組合員一人ひとりがJR東労組の必要性を捉え返し、組織拡大・強化のたたかいを背景に「安全・健康・ゆとり・働きがい」のある職場の構築を成し遂げよう。

本部は、労働組合として組合員の雇用と利益を守る為に、職場現実や組合員の声を正しく把握し、会社に対して問題提起する事が重要な役割と肝に銘じ、諸施策について真正面から向き合う決意を表明し見解とする。

2018年8月30日
東日本旅客鉄道労働組合
中央執行委員会

合意した総論と対立した各論を、
行路作成や業務上の運用に反映
させるには、まだまだ多くの地方
議論が必要だ。



変わらぬ鉄道業の特性と

鉄道業における職務の責務を自覚し

安全輸送を担う職場からのたたかいに決起しよう!!

積み上げた議論を基に、

乗務労働の特殊性を堅持した
「安全・健康・ゆとり・働きがい」
が実感できる職場の実現を目指し
地方交渉にむけた具体的な要求を
全組合員でつくりあげよう!